

# 被扶養者の異動手続きについて

3月末に高等学校・大学・専門学校等を卒業され就職した場合、被扶養者の認定取消の手続きが必要となります。また、収入が認定限度額を恒常的に超える場合も、認定取消の手続きが必要となります。収入額の変更など下記に該当した場合は、認定取消となりますのでお早めに手続きをお願いします。

こんなとき、

## 手続きが必要です



就職し、  
健康保険等の被保険者  
となった場合



※給与収入・事業所得等が  
認定限度額  
(年額130万円未満)  
を超える場合

60歳以上の年金受給者  
または障害年金受給者で  
年額180万円以上  
収入がある場合



雇用保険を受給する  
(給付日額が3,612円以上)  
こととなった場合



※給与収入とは、給料・ボーナス・諸手当等を含み、所得税等の控除をする前の総支給額をいいます。  
※事業所得とは、収入金額から共済組合が認める経費を差し引いた額をいいます。

該当した方は、勤務先の共済担当課を通じて手続きをお願いします。

ご不明な点がございましたら、勤務先の共済担当課または共済組合保健課までお問い合わせください。

## 確定申告書等の写しは 保管してください

農業や小売業等の事業をされているご家族の場合、その認定や取消の手続きをする際には、その事実を具体的に確認させていただくために、確定申告書・収支内訳書等の写しが必要となりますので、確定申告後も大切に保管してください。

なお、確定申告の際に年間収入が共済組合の認定基準を超えた方については、すみやかに認定取消の手続きを行ってください。その場合、取消日は確定申告日となります。

## 扶養認定日、取消日 について

被扶養者の認定については、認定事由が生じた日から30日を過ぎて届出があった場合は、勤務先がその被扶養者申告書を受理した日が認定日となりますので、すみやかに手続きをしてください。また、認定取消の場合は、取消事由が発生した日にさかのぼって取消となります。

なお、取消日以降に医療機関等で受診していた場合、窓口で支払った額以外の共済組合が負担した医療費は、返還していただくこととなりますのでご注意ください。